

《ご自由にお持ちください》

パブリック・コメント実施中

～皆様のご意見を

お寄せください～

募集期間

平成 27 年 5 月 8 日(金)～6 月 5 日(金)

任意の様式に条例案に対するご意見のほか、住所・氏名・電話番号をご記入ください。また、提出の際は役場窓口にご持参いただくか、郵送、FAX、電子メール、町民ポスト等をご利用ください。(町教育委員会、学校教育班 45-6699)

上富良野町いじめの防止等に関する条例 (案)

## 上富良野町いじめの防止等に関する条例（案）について

平成 27 年 5 月

いじめは、いじめを受けた側、行った側ばかりでなく、周囲の子どもを含め、すべての子ども  
の心身の健康や人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、絶対に許されるものではありません。

国はいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進をするために、いじめの問題  
の克服に向けて取り組む「いじめ防止対策推進法」を平成 25 年 9 月に制定し、施行するとと  
もに「いじめ防止等のための基本的な方針」を定めました。

また、北海道においても、児童生徒をいじめから守るため、「北海道いじめの防止に関する  
条例」を制定し、平成 26 年 4 月から施行しました。

このような状況を踏まえ、本町においても国や北海道と連携した取り組みを推進するため  
上富良野町いじめの防止等に関する条例(案)により、いじめの防止等のための対策を効果的  
に推進しようとするものです。

なお、条文(案)の構成は次のとおりとなっています。

**前 文** 条例の趣旨や理念を表しています。

### 第 1 章 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等  
当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響  
を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為  
の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義します。（2 条）
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念(3 条)、いじめの禁止(4 条)、関係者（町・  
教育委員会・学校等・保護者・町民等）の責務等を定めます。（5 条～8 条）

### 第 2 章 いじめ防止基本方針

- 1 法では、国及び学校は「いじめ防止基本方針」の策定を義務、地方公共団体は策定  
の努力義務ですが、本町では「いじめ防止基本方針」の策定を義務化します。（9 条）
- 2 学校は、国と町のいじめ防止基本方針を参酌し、学校いじめ防止基本方針を定めま  
す。（10 条）

### 第3章 基本的施策 / 第4章 いじめの防止等に関する措置

- 1 学校、教育委員会が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実 ②早期発見のための措置 ③相談体制の整備 ④いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等 ⑤インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進 ⑥啓発活動等、について定めます。(11・12・14・15・16条)
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置きます。(17条)
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と教育委員会への結果報告 ②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援 ③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めます。(18条)
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めます。また、学校相互間の連携協力体制の整備を定めます。(20・21条)

### 第5章 重大事態への対処

- 1 学校は、重大事態<sup>\*</sup>が発生した場合に教育委員会を通じ、町長に報告します。(22条)  
\*①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
\*②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 教育委員会は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止のため、速やかに「いじめ問題審議会」において事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を町長に報告します。(23条)
- 3 町長は必要があると認めるときは、上記調査の結果について、「いじめ調査委員会」に再調査を行わせ、その結果を議会に報告しなければなりません。(24条)

### 第6章 いじめ問題審議会 / 第7章 いじめ調査委員会

- 1 いじめの防止等のための対策の推進を図るため、法は任意ですが本町は教育委員会の附属機関として、「いじめ問題審議会」を7人以内で置きます。(25～33条)
- 2 教育委員会が行った重大事態に関する調査の結果に対し、再調査を行うため町長の附属機関として、「いじめ調査委員会」を置くことができます。(34条)

## 上富良野町いじめの防止等に関する条例(案)

### 目次

#### 前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 いじめ防止基本方針(第9条・第10条)

第3章 いじめの防止等に関する基本的施策(第11条—第16条)

第4章 いじめの防止等に関する措置(第17条—第21条)

第5章 重大事態への対処(第22条—第24条)

第6章 上富良野町いじめ問題審議会(第25条—第33条)

第7章 上富良野町いじめ調査委員会(第34条・第35条)

第8章 委任(第36条)

#### 附則

### 前文

雄峰十勝岳のふもとに暮らす私たち町民は、豊かな自然環境の中で子どもたちがのびのびと心豊かに成長することを願っています。

全ての子どもたちは、健康に生まれ、健やかに成長する権利と教育を受ける権利を持っているとともに社会のかけがえのない一人の人間として尊重されなければなりません。

いじめは、いじめを受けた側、行った側ばかりでなく、周囲の子どもを含め、すべての子どもの心身の健康や人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、絶対に許されることではありません。

いじめをなくし、将来のまちづくりを担う子どもたちが生きる力を育み、感性豊かに安心して学べるより良い環境をつくることは、教育に関係する人々の役割であります。

ここに、いじめの防止についての基本理念を明らかにし、いじめの防止のための施策を推進するため、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消その他のいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策に関し、基本理念を定め、町等の責務、町民等の役割を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策の基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「学校」とは、町内に所在する小学校、中学校をいう。

3 この条例において「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、並びにいじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

(町及び教育委員会の責務)

第5条 町及び上富良野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国、道その他の関係する機関及び団体との緊密な連携協力の下、町の状況に応じた施策を策定し、及びその設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童生徒一人一人についての理解を深めるとともに、児童生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

#### (保護者の責務等)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、基本理念にのっとり、その言動がその保護する児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童生徒がいじめを行うことのないようにするため、規範意識、生命を大切に他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、基本理念にのっとり、町及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

#### (町民及び事業者の役割)

第8条 町民及び事業者は、基本理念にのっとり地域において児童生徒と触れ合う機会を大切にし、地域全体で児童生徒を見守るとともに、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者と連携協力して、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

2 町民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめが行われ、又は行われている疑いがあると認められた場合に学校へ通報するなど、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

### 第2章 いじめ防止基本方針

#### (上富良野町いじめ防止基本方針)

第9条 町長及び教育委員会は、法第11条の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（次条第1項において「国のいじめ防止基本方針」という。）を参酌し、共同して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「上富良野町いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 上富良野町いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### (学校いじめ防止基本方針)

第10条 学校は、国のいじめ防止基本方針及び上富良野町いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下この条において「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

### 第3章 いじめの防止等に関する基本的施策

#### (学校におけるいじめの防止)

第11条 教育委員会及び学校は学校に在籍する児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことにより、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、いじめの未然防止に資する予防的な生徒指導を推進しなければならない。

(いじめの早期発見のための措置)

第12条 教育委員会及び学校は、当該学校におけるいじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び学校は、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

3 教育委員会及び学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第13条 町は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第14条 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第15条 教育委員会及び学校は、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を行うものとする。

2 教育委員会は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体とともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案との連携に対処する体制の整備に努めるものとする。

(啓発活動)

第16条 町は、いじめの実態及びその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

#### 第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第17条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該

学校の複数の教職員及び必要に応じて参加する心理福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第18条 学校の教職員、教育委員会の事務部局の職員その他の児童生徒からの相談に応じる者及び児童生徒の保護者は、児童生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒についていじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こることのないよう、いじめの事案の円滑な解決を目指して、これらの保護者の理解と協力の下、当該いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(教育委員会による措置)

第19条 教育委員会は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該報告に係る学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第20条 学校の校長及び教員は、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童生徒に対して懲戒を加えるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第21条 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者

に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

## 第5章 重大事態への対処

(重大事態の発生に係る報告)

第22条 学校は、当該学校に在籍する児童生徒に法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した疑いがあると認める場合には、教育委員会を通じて、その旨を町長に報告しなければならない。学校に在籍する児童生徒又はその保護者から当該学校に対して当該児童生徒に重大事態が発生し、又は発生した疑いがあるとの申立てがあったときも、同様とする。

(教育委員会による対処)

第23条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けたとき、又は学校に在籍する児童生徒若しくはその保護者から当該児童生徒に重大事態が発生し、若しくは発生した疑いがあるとの申立てがあったときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、上富良野町いじめ問題審議会に調査を行わせるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による調査が終了したときは、その調査の結果を町長に報告するものとする。

(町長等による対処)

第24条 前条第2項の規定による報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要があると認めるときは、上富良野町いじめ調査委員会に同条第1項の規定による調査の結果について調査を行わせるものとする。

2 町長は、第1項の規定による調査が終了したときは、その結果を議会に報告しなければならない。

3 町長及び教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のために必要な措置を講ずるものとする。

## 第6章 上富良野町いじめ問題審議会

(設置)

第25条 上富良野町におけるいじめの防止等のための対策の推進を図るため、教育委員会の附属機関として、上富良野町いじめ問題審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第26条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、いじめの防止等のための対策の推進に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第 27 条 審議会は、委員 7 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第 28 条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) いじめの防止等に関する知見を有する者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び特別委員は、上富良野町いじめ調査委員会の委員及び特別委員と兼ねることができない。

(会長及び副会長)

第 29 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 30 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の排除)

第 31 条 審議会は、第 23 条第 1 項の規定により重大事態に係る調査審議を行う場合において、委員及び特別委員に当該重大事態に係るいじめの事案の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有する者がいることにより当該調査審議の公平性及び中立性が損なわれると認めるときは、その者を当該調査審議に参加させないことができる。

(秘密の保持)

第 32 条 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長への委任)

第 33 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮

って定める。

## 第7章 上富良野町いじめ調査委員会

(設置)

第34条 第24条第1項の規定による調査その他のこの条例の規定によりその権限に属する事務を行うため、必要があると認めるときは、町長の附属機関として、上富良野町いじめ調査委員会（以下この章において「調査委員会」という。）を置くことができる。

(規則への委任)

第35条 前条に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 委任

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年上富良野町条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

文化財保護委員会委員
------------

「

文化財保護委員会委員
いじめ問題審議会委員

」を

」に改める。